

○沖縄県生活環境保全条例施行規則

〔平成21年9月30日〕
〔沖縄県規則第49号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(大気有害物質)

第3条 条例第2条第4号ウの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗（ふっ）素、弗（ふっ）化水素及び弗（ふっ）化珪（けい）素
- (4) 鉛及びその化合物

(ばい煙発生施設)

第4条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、別表第1の施設名欄に掲げる施設であって、その規模又は能力がそれぞれ同表の規模又は能力欄に該当するもの（臨時的に設置されるもの又は常時移動させながら使用するものを除く。）とする。

(特定粉じん)

第4条の2 条例第2条第7号の規則で定める物質は、石綿とする。

(一般粉じん発生施設)

第5条 条例第2条第9号の規則で定める施設は、別表第2の施設名欄に掲げる施設であって、その規模又は能力がそれぞれ同表の規模又は能力欄に該当するもの（臨時的に設置されるものを除く。）とする。

(特定建築材料)

第5条の2 条例第2条第10号の規則で定める建築材料は、次に掲げるもののうち石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものとする。

- (1) 石綿含有成形板（石綿を含有する板状に成形された建築材料をいう。）
- (2) 石綿含有成形板以外の石綿含有建材（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の3各号及び前号に掲げる以外の建築材料をいう。）

(特定粉じん排出等作業)

第5条の3 条例第2条第10号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物

以外の建築物であって、当該建築物の延べ面積が80平方メートル未満のものを除く。以下「建築物等」という。)を解体する作業

- (2) 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業
(汚水等排出施設)

第6条 条例第2条第12号の規則で定める施設は、別表第3の施設名欄に掲げる施設であって、その規模又は能力がそれぞれ同表の規模又は能力欄に該当するものとする。
(水質有害物質)

第7条 条例第2条第12号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)に限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒(ひ)素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル(別名P C B)
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名シマジン又はC A T)
- (21) N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- (22) ベンゼン

- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) 弗（ふっ）素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 1, 4-ジオキサン

（水素イオン濃度等の項目）

第8条 条例第2条第12号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 大腸菌群数
- (12) 窒素又は磷（りん）の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府、通商産業省令第2号）第1条の3で定める場合におけるものに限る。）

（いおう酸化物の排出基準）

第9条 条例第7条第1項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、別表第4の式により算出したいおう酸化物の量とする。

2 条例第7条第2項第1号の規則で定める地域の区分は、別表第4の付表第1の地域欄に掲げるとおりとする。

3 条例第7条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正方法は、別表第4の付表第2の算式によるものとする。

（ばいじんの排出基準）

第10条 条例第7条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第5の施設名欄に掲げる施設ごとに同表のばいじんの量欄に掲げるばいじんの量とする。

（大気有害物質の排出基準）

第11条 条例第7条第1項の規定による大気有害物質の排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第6の大気有害物質の種

類欄に掲げる大気有害物質ごとに同表の許容限度欄に掲げる大気有害物質の量とする。

(ばい煙発生施設の設置等の届出)

第12条 条例第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定による届出は、ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書（第1号様式）によってしなければならない。

2 前項の届出書には、付近の見取図を添付しなければならない。

3 条例第8条第2項（条例第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ばい煙の排出の方法
- (2) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所
- (3) ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- (4) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、当該箇所
- (5) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

(氏名の変更等の届出)

第13条 条例第13条（条例第23条第1項及び第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第8条第1項第1号又は第2号、第19条第1項第1号又は第2号及び第25条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名等変更届出書（第2号様式）、施設の使用の廃止に係る場合にあってはばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、汚水等排出施設）使用廃止届出書（第3号様式）によってしなければならない。

(承継の届出)

第14条 条例第14条第3項（条例第23条第1項及び第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）によってしなければならない。

(ばい煙量等の測定)

第15条 条例第17条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

- (1) いおう酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第4の備考に掲げるいおう酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。
- (2) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第4の備考第2号に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。
- (3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第5の備考に掲げる測定法により、年2回以上行うこと。
- (4) 大気有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第6の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中

に排出される排出ガス量が毎時40,000立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上（1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上）を行うこと。

(5) 前各号の測定の結果は、ばい煙量等測定記録表（第5号様式）により記録し、及びその記録を3年間保存すること。

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）

第16条 条例第19条第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による届出は、一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書（第6号様式）によってしなければならない。

2 条例第19条第2項（条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般粉じん発生施設の配置図及びその付近の見取図
- (2) 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- (3) 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要
（構造等基準）

第17条 条例第21条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第7の施設名欄に掲げる施設の種類ごとに同表の構造等基準欄に掲げるとおりとする。

（作業基準）

第17条の2 石綿に係る条例第23条の2の作業基準は、次のとおりとする。

(1) 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

ア 条例第23条の3第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

エ 特定粉じん排出等作業の方法

オ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

(2) 前号に定めるもののほか、別表第7の2の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第17条の3 条例第23条の3第1項及び第2項の規定による届出は、特定粉じん排出等作業実施届出書（第6号の2様式）によってしなければならない。

2 条例第23条の3第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

- (2) 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - (3) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - (4) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)

第17条の4 条例第23条の5第1項の規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
 - (2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの
- (解体等工事に係る説明の時期)

第17条の5 条例第23条の5第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第17条の6 条例第23条の5第1項前段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査を終了した年月日
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果

(特定工事に係る説明の事項)

第17条の7 条例第23条の5第1項後段の規則で定める事項は、第17条の3第2項各号に掲げる事項とする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第17条の8 条例第23条の5第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第17条の9 条例第23条の5第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第23条の5第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 調査を終了した年月日

(3) 調査の方法

(4) 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

第17条の10 条例第23条の9の規定による届出は、特定粉じん排出等作業等完了届出書（第6号の3様式）によってしなければならない。

2 条例第23条の9第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 特定粉じん排出等作業等の一連の作業の状況を示したもの

(2) 特定粉じん排出等作業等の工程を示した工程表

(3) 作業計画と実施した作業との相違点

(4) その他知事が必要と認める事項

(排水基準)

第18条 条例第24条第1項の規定で定める排水基準は、同条第2項の水質有害物質による排出水の汚染状態については、別表第8の水質有害物質の種類欄に掲げる水質有害物質ごとに同表の許容限度欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第9の項目欄に掲げる項目ごとに同表の許容限度欄に掲げるとおりとする。

(汚水等排出施設の設置等の届出)

第19条 条例第25条、第26条又は第27条の規定による届出は、汚水等排出施設設置（使用、変更）届出書（第7号様式）によってしなければならない。

2 前項の届出書には、付近の見取図を添付しなければならない。

(排出水の汚染状態の測定)

第20条 条例第33条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) 排出水の汚染状態の測定は、汚水等特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。

(2) 前号の測定の結果は、排出水汚染状態測定記録表（第8号様式）により記録し、及びその記録を3年間保存すること。

(油)

第21条 条例第34条第1項の規則で定める油は、次に掲げる油とする。

(1) 原油

(2) 重油

(3) 潤滑油

(4) 軽油

(5) 灯油

(6) 揮発油

(7) 動植物油

(特定有害物質)

第22条 条例第36条の規則で定める物質は、第7条第1号から第14号まで及び第16号から第25号までに掲げる物質のほか、次に掲げる物質とする。

(1) クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

(2) 1, 2-ジクロロエチレン

(特定有害物質等取扱施設)

第23条 条例第37条の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であつて、特定有害物質等をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの

(2) 石油卸売業、燃料小売業又は倉庫業の用に供する第21条に掲げる油（第7号を除く。）を貯蔵する貯油施設（倉庫業の用に供するものにあつては、貯蔵タンクにより液体を貯蔵するものに限る。）

(3) 前号に規定する油を含む水を処理する油水分離施設（第1号に掲げるものを除く。）

(特定有害物質等の点検)

第24条 条例第37条の規定による点検は、1年に1回以上、次に掲げる事項について実施することとする。

(1) 特定有害物質等取扱施設（附属設備、機器等を含む。）の構造及び機能の異常並びに故障及び破損の有無

(2) 特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の飛散又は流出の有無

(3) 特定有害物質等の製造、使用、処理及び保管（以下この項において「製造等」という。）の量及び移出入の状況

(4) 特定有害物質等の製造等の過程における作業場所の床面積の亀裂又は損傷の有無

2 前項の点検を行った結果等については、次に掲げる事項に関して記録し、及びその記録を3年間保存すること。

(1) 特定有害物質等取扱施設を設置している工場又は事業場（以下「特定有害物質等取扱事業場」という。）の名称及び所在地

(2) 特定有害物質等取扱施設の種類（第23条各号のいずれかに該当する号及び当該施設の名称）

(3) 特定有害物質等の種類又は名称

(4) 点検を行った年月日

(5) 点検を行った者又は点検に立会った者の氏名

(6) 点検の項目及び方法並びに実施結果

(土壌基準)

第25条 条例第38条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量について、別表第10の特定有害物質の種類欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、同表の溶出量欄に掲げる特定有害物質の溶出量とする。

(2) 土壤に含まれる特定有害物質の量について、別表第10の特定有害物質の種類欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、同表の含有量欄に掲げる特定有害物質の含有量とする。

(特定有害物質による土壤の汚染状況及び講じた措置に係る届出)

第26条 条例第38条第2項の規定による届出は、特定有害物質による土壤の汚染状況及び講じた措置に係る届出書（第9号様式）によってしなければならない。

(特定事業者)

第27条 条例第41条第2項第2号の規則で定める特定事業者は、次に掲げる者とする。

(1) エネルギー使用量（エネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）における使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に規定する方法により原油の数量に換算したものをいう。以下この条において同じ。）が1,500キロリットル以上である事業所を設置している者

(2) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この条において「加盟者」という。）が設置している工場又は事務所その他の事業場（以下この条において「工場等」という。）におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって次のいずれにも該当する定めがあるもの（以下この条において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この条において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置している全ての事業所及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である者

ア 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め

イ 事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の(ア)から(エ)までのいずれかの指定をしている定め

(ア) 空気調和設備の機種、性能又は使用方法

(イ) 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法

(ウ) 照明器具の機種、性能又は使用方法

(エ) 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

2 事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに、前項第2号ア及びイの定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが当該約款にあるときは、当該約款に前項第2号ア及びイの定めがあるものとみなす。

(駐停車時の原動機の停止)

第28条 条例第48条に定める駐停車時の原動機の停止とは、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積降し、故障その他の理由により自動車を継続的に停止させること（人の乗降のための停止を除く。）又は自動車を停止させ、かつ、当該自動車を運行する者が直ちに運転することができない程度に当該自動車を離れることをいう。）をする場合に当該自動車の原動機を止めること（救急用の自動車を緊急の用務のために使用している場合、自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置の動力として使用している場合その他原動機を止めることができないことについてやむを得ない事情がある場合を除く。）をいう。

(公害防止担当者を設置する工場等設置者)

第29条 条例第50条第1項の規則で定める者は、次に掲げるばい煙発生施設等を設置する工場又は事業場のうち、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場の設置者とする。

(1) 別表第1に掲げるばい煙発生施設（当該ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計が毎時5,000立方メートル未満のものを除く。）

(2) 別表第2に掲げる一般粉じん発生施設

(3) 別表第3に掲げる汚水等排出施設（排出水量が50立方メートル以上のものに限る。）

(公害防止担当者の選任)

第30条 条例第50条第1項の規定による公害防止担当者の選任は、公害防止担当者を選任すべき事由が発生した日から30日以内にしなければならない。

(小規模事業者)

第31条 条例第50条第1項ただし書の規則で定める要件は、常時使用する従業員の数が20人以下であることとする。

(公害防止担当者の職務)

第32条 条例第50条第1項第6号の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 測定機器の点検及び補修の状況確認に関すること。

(2) ばい煙発生施設又は汚水等排出施設に係る事故時における応急の措置の指示及び実施状況の確認に関すること。

(公害防止担当者の選任等の届出)

第33条 条例第50条第2項（条例第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、公害防止担当者（代理者）（選任、死亡、解任）届出書（第10号様式）によってし

なければならない。

(代理者の選任及び選任等の届出)

第34条 第30条の規定による選任及び前条の規定による届出は、代理者の選任について準用する。

(報告及び検査)

第35条 知事は、条例第53条第1項の規定により、ばい煙発生施設又は汚水等排出施設を設置する者に対し、ばい煙発生施設及びばい煙処理施設又は汚水等排出施設及び汚水等の処理施設の構造並びに使用の方法並びにばい煙又は汚水等の処理の方法並びにばい煙量及びばい煙濃度又は排出水の汚染状態及び量について報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設又は汚水等排出施設を設置する者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙等発生施設又は汚水等排出施設及びこれらの関連施設並びにばい煙発生施設に使用する燃料及び原料又は汚水等排出施設に使用する原料並びに関係帳簿書類を検査をさせ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。

2 知事は、条例第53条第1項の規定により、一般粉じん発生施設を設置する者に対し、一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法並びに一般粉じんの飛散の防止の方法等について報告を求め、又はその職員に、一般粉じん発生施設を設置している者の工場又は事業場に立ち入り、一般粉じん発生施設、その関連施設及び関係帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。

3 知事は、条例第53条第1項の規定により、ばい煙発生施設又は汚水等排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設又は汚水等排出施設の事故の状況及び事故時の措置について報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設又は汚水等排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設又は汚水等排出施設及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。

4 知事は、条例第53条第1項の規定により、解体等工事の発注者に対し、条例第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項、第17条の3第2項各号に掲げる事項及び条例第23条の5第1項の規定による調査について報告を求めることができる。

5 知事は、条例第53条第1項の規定により、解体等工事の受注者に対し条例第23条の5第1項の規定による調査について、自主施工者に対し条例第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項、第17条の3第2項各号に掲げる事項及び条例第23条の5第1項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。

6 知事は、条例第53条第1項の規定により、特定工事を施工する者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）に対し、条例第23条の3第1項第6号及び第7号に掲

げる事項並びに第17条の3第2項各号に掲げる事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事に係る建築物等若しくは特定工事の現場に立ち入り、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。

7 知事は、条例第53条第2項の規定により、工場等設置者に対し、ばい煙発生施設等を設置している工場又は事業場における公害防止担当者及び代理者の職務の実施状況について報告を求め、又はその職員に、工場又は事業場に立ち入り、公害防止担当者又は代理者の職務の実施状況に関する書類及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（立入検査の身分証明書）

第36条 条例第53条第3項の身分を示す証明書は、第11号様式のとおりとする。

（受理書）

第37条 知事は、条例第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出を受理したときは、受理書（第12号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

（届出書等の提出）

第38条 条例の規定による届出（条例第38条第2項に規定する届出を除く。）及び報告は、届出書又は報告書の正本にその写し1通を添えて当該工場又は事業場の所在地を管轄する保健所に提出しなければならない。

2 2以上のばい煙発生施設についての条例の規定又は2以上の一般粉じん発生施設についてのこの条例の規定による届出は、当該2以上のばい煙発生施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（別表第1又は別表第2の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によって届出をすることができる。

3 2以上の特定粉じん排出等作業及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業等」という。）についての条例の規定による届出は、当該2以上の特定粉じん排出等作業等が同一の建築物等について行われる場合又は当該2以上の特定粉じん排出等作業等が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によって届出をすることができる。

附 則

この規則は、平成21年10月1日より施行する。ただし、第27条の規定は、平成22年4月1日より施行する。附 則

この規則は、平成21年10月1日より施行する。ただし、第27条の規定は、平成22年4月1日より施行する。

附 則（平成27年7月17日規則第55号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月27日規則第18号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第10号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

ばい煙発生施設

項	施設名	規模又は能力
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)	日本工業規格(以下「規格」という。)B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、5平方メートル以上10平方メートル未満であること。
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(電気炉、転炉、平炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格(ごう)子面積(火格(ごう)子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
3	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格(ごう)子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。
4	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
5	廃棄物焼却炉	

別表第2 (第5条関係)

一般粉じん発生施設

項	施設名	規模又は能力
1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆(たい)積場	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が60センチメートル以上75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上0.03

		立方メートル未満であること。
3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルト幅が60センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上であること。
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
7	木材又はコンクリートの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉砕施設及びふるい	

別表第3（第6条関係）

汚水等排出施設

項	施設名	規模又は能力
1	パン又は菓子の製造業の用に供する厨房施設	業務の用に供する部分の総面積（以下単に「総床面積」という。）が240平方メートル以上の事業場に係るものであること。
2	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設	総床面積が500平方メートル未満の事業場に係るものであること。
備考 水質汚濁防止法第2条第5項で定める特定事業場に設置されるものを除く。		

別表第4（第9条関係）

いおう酸化物の排出基準

$q = K \times 10^{-3} H e^2$ <p>この式において、q、K及び$H e$は、それぞれ次の値を表わすものとする。</p> <p>q いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）</p> <p>K 付表第1 Kの値欄に掲げる値</p> <p>$H e$ 付表第2の算式により補正された排出口の高さ（単位 メートル）</p>
<p>備考 付表のKの値欄に掲げる数値を適用して算出されるいおう酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。</p> <p>(1) 規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法</p> <p>(2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法</p> <p>(3) 硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）に定める方法</p>

付表第1

地域	Kの値
那覇市 宜野湾市 浦添市 うるま市（石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。） 金武町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町	9.0
糸満市 沖縄市 うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名の区域に限る。） 豊見城市 恩納村 宜野座村 読谷村 嘉手納町 南風原町	13.0
その他の地域	17.5

付表第2

排出口の高さの補正方法
<p>これらの式において、H_e、H_o、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表わすものとする。</p> <p>H_e 補正された排出口の高さ（単位 メートル）</p> <p>H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）</p> <p>Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）</p> <p>V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）</p> <p>T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）</p>

別表第5（第10条関係）

ばいじんの排出基準

項	施設名	ばいじんの量
1	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30グラム
2	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭（1キログラム当たり発熱量5,000キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80グラム
3	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの	0.40グラム
4	別表第1の2の項に掲げる溶解炉	0.40グラム
5	別表第1の3の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	0.80グラム
6	別表第1の3の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.60グラム
7	別表第1の3の項に掲げる熔融炉のうちるつぼ炉	0.50グラム
8	別表第1の3の項に掲げる焼成炉及び熔融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの	0.40グラム

9	別表第1の4の項に掲げる反応炉及び直火炉	0.40グラム
10	別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.70グラム
備考	<p>1 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。</p> <p>2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。</p>	

別表第6（第11条関係）

大気有害物質の排出基準

大気有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 1.0ミリグラム	
塩素	30ミリグラム	
塩化水素	別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉	700ミリグラム
	別表第1の5の項以外の項に掲げる施設	80ミリグラム
弗（ふっ）素、弗（ふっ）化水素及び弗（ふっ）化珪（けい）素	弗（ふっ）素として 10ミリグラム	
鉛及びその化合物	鉛として 20ミリグラム	
備考	<p>1 当該大気有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される大気有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の塩化水素の項の許容限度の欄に掲げる塩化水素の量（別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p> <p style="text-align: center;">この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）</p> <p>O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）</p> <p>C_s 規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）</p> <p>3 大気有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。</p> <p>4 測定方法は、付表に掲げるとおりとする。</p>	

付表

物質名	測定方法
カドミウム及びその化合物	規格Z8808に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法
塩素	規格K0106に定める方法のうちオルトリジン法又は連続分析法
塩化水素	規格K0107に定めるチオシアン酸第二水銀法（ただし、別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉については、規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法）

弗（ふっ）素、弗（ふっ） 化水素及び弗（ふっ）化珪 （けい）素	規格K0105に定める吸光光度法
鉛及びその化合物	規格Z8808に定める方法により採取し、原子吸光法、 吸光光度法又はポーラログラフ法

別表第7（第17条関係）

構造並びに使用及び管理に関する基準

項	施設名	構造等基準
1	別表第2の1の項 に掲げる堆（た い）積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆（た い）積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 （1） 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置さ れていること。 （2） 散水設備によって散水が行われていること。 （3） 防じんカバーで覆われていること。 （4） 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 （5） 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられて いること。
2	別表第2の2及び 3の項に掲げるベ ルトコンベア及び バケットコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、セメン ト、おがくず又は木材チップを運搬する場合は、次の各号 のいずれかに該当すること。 （1） 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置さ れていること。 （2） コンベアの積込部又は積降部にフード及び集じん機 が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の 一般粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4 号の措置が講じられていること。 （3） 散水設備によって散水が行われていること。 （4） 防じんカバーで覆われていること。 （5） 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられて いること。
3	別表第2の4から 8までの項に掲げ る破碎機、摩碎 機、ふるい及び粉 砕施設	次の各号のいずれかに該当すること。 （1） 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置さ れていること。 （2） フード及び集じん機が設置されていること。 （3） 散水設備によって散水が行われていること。 （4） 防じんカバーで覆われていること。 （5） 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられて いること。

別表第7の2（第17条の2関係）

特定粉じん排出等作業に関する基準

項	特定粉じん排出 等作業の種類	作 業 基 準
1	解体する作業（次 項に掲げるものを 除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物 等に使用されている特定建築材料を除去するか、又 はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずるこ

		と。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (3) 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
2	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
3	改造し、又は補修する作業	1の項に掲げる措置に準じた方法により行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第8（第18条関係）

水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

水質有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	1リットルにつき砒（ひ）素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1，2－ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1，1－ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス－1，2－ジクロロエチレ	1リットルにつき0.4ミリグラム

ン	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
弗（ふっ）素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつき弗（ふっ）素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつき弗（ふっ）素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
備考	1 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。 2 「検出されないこと」とは、1に掲げる方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第9（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2

溶解性鉄含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	120（日間平均60）
燐（りん）含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）
備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である汚水等特定事業場に係る排水水について適用する。 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 4 排水基準を定める省令第2条の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排水水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。 5 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 6 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

別表第10（第25条関係）

土壌基準

特定有害物質の種類	溶出量 （単位 検液1リットルにつきミリグラム）	含有量 （単位 土壌1キログラムにつきミリグラム）
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01	カドミウムとして 150
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	遊離シアンとして 50
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検液中に検出されないこと	
鉛及びその化合物	鉛として 0.01	鉛として 150
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 250
砒（ひ）素及びその化合物	砒（ひ）素として 0.01	砒（ひ）素として 150

水銀及びその化合物	水銀として 0.0005 かつ、検液中にアルキル 水銀が検出されないこと	水銀として 15
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこ と	
トリクロロエチレン	0.03	
テトラクロロエチレン	0.01	
ジクロロメタン	0.02	
四塩化炭素	0.002	
1, 2-ジクロロエタン	0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	
1, 1, 1-トリクロロエ タン	1	
1, 1, 2-トリクロロエ タン	0.006	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	
チウラム	0.006	
シマジン	0.003	
チオベンカルブ	0.02	
ベンゼン	0.01	
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01	セレンとして 150
ほう素及びその化合物	ほう素として 1	ほう素として 4,000
弗（ふっ）素及びその化合 物	弗（ふっ）素として 0.8	弗（ふっ）素として 4,0 00
クロロエチレン	0.002	
備考	<p>1 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。</p> <p>2 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第4号、含有量にあつては同条第4項第2号の規定に基づき環境大臣が定める測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、2に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	